

CSR 調達について

1.組織統治

- ①事業活動を行う各国・各地域の適用法令を遵守します。
- ②公正・公平を第一とし、取引先様との透明性のあるフェアな取引を行います。
- ③サプライチェーンにおける反社会的勢力の存在・介入を排除します。
- ④事業継続計画(BCP)に基づき、災害等緊急時でもお客様に対する商品の安定供給に努めます。

2.人権への配慮

- ①ビジネス上の正当な利益と関係しない差別やセクシャル・ハラスメントなどの人権侵害行為を許容しません。
- ②児童労働・強制労働を許容しません。
- ③OECD 紛争地域及び高リスク地域からの鉱物を使用しない「責任ある鉱物調達」(※注)に取り組みます。

3.労働慣行

- ①公務員等に対する贈賄および業務上の立場を利用した収賄、強要、横領等を行いません。
- ②労働環境及び安全性の整備に努めます。

4.環境への配慮

- ①法令(基準・規格)に適合した化学物質を含有するもしくは製造工程で用いた製品を提供します。
- ②環境負荷の少ない製品・サービスを利用します。

5.公正な事業慣行

- ①公正な競争を尊重し、不正な手段による商取引を行いません。
- ②自社の秘密情報、他社の秘密情報、個人情報など、その種類に応じて適切に入手、利用、保管、廃棄を行います。
- ③知的財産権の維持、確保に努め、同時に他社の知的財産権を尊重し、故意に侵害または不正使用を行いません。

6.消費者課題

- ①お客様が必要とする製品・サービスの安全性と品質を確保し、適正価格で提供します。
- ②サプライチェーンにおける品質保証体制の整備と原材料トレーサビリティの構築に努めます
- ③お客様が必要とする情報をサプライチェーンと協力し提供します。

7.コミュニティー参画及び発展

- ①社会が抱える課題に当事者として自ら取り組みます。
- ②地震、風水害等災害時には、進んで被害者への救援協力をします。
- ③自然災害時、家屋倒壊やライフラインの破壊などで、サプライチェーン上の企業が困難な状況に陥った際には、企業として対応できる方法で、支援活動に取り組みます。

※注「責任ある鉱物調達」に関して：紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスに従い、紛争地域で採掘された鉱物のサプライチェーン・マネジメントに関して、人権を尊重し、またその鉱物採掘活動を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための取組を行っています。